令和6年度 第3回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月29日(月) 10時00分~10時40分
- 2 開催場所 津市島崎町 327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員

公益代表 恒岡 純子 西川 昇吾 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸 労働者代表 石田 司郎 片山 智成 佐橋 洋一 廣瀬 純子 前田 良彦 使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 松井 寿人 山本 正仁

4 議題

- (1) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- (2) その他(意見書について)

5 開 会

(指導官)

只今から令和6年度第3回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。 まず、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数についてです が、15名の委員全員にご出席いただいております。

従いまして、15 名の出席により、定足数についてこれを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の審議会は三重地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開対象であり、5名の傍聴を認めておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、開会にあたりまして三重労働局長から、ご挨拶を申し上げます。

(局 長)

おはようございます。

ずい分暑くなってまいりました。お暑い中、委員の皆様、ご多忙中にも関わらず ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、最賃の円滑な運営におきまして日頃からご協力を賜っておりますことに、 改めまして厚く御礼申し上げます。

先日、三重県最低賃金の改正につきましては、7月16日の第2回審議会で諮問させていただいたところでございます。

先般、7月25日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣宛てに令和6年度地域別最低賃金改定の目安について答申がございました。三重県は、Bランク、50円ということで伝達を受けております。

本審議会におかれましては、三重県下の経済動向及び実情を踏まえて、三重県最

低賃金改正について、真摯なご審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。 簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろし

くお願いします。

(指導官)

それでは、これより議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行っていただくことになっておりますので、安井会長、よろしくお願いいたします。

6 議 事

(会 長)

委員の皆様には、ご多忙の中、このようなお暑い中、本審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

今日も37度を超える体温超えのような気温になるというような予報が出ております。熱中症も非常に気になるところでございますけれども、その中でこれからいよいよ熱い審議をしていただかなくてはならないと思います。特に専門部会の委員の皆様には、よろしくお願いいたしたいと思います。

先程、局長のお話にもありましたし、もう既に報道でお分かりいただいていると 思いますけれども、中央からの目安は非常に高い金額が出されております。

その金額を我々としては参酌しながら労使それぞれの意見を聞き、三重県としての最低賃金をご審議いただくということになります。十分お分かりいただいていることと思いますけれども、引き続きご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、只今より令和6年度第3回三重地方最低賃金審議会を開催させていた だきます。

(1) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達について

(会 長)

それでは、議事の1、「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達」について、 事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

はい、それでは、私からお伝えさせていただきます。

6月25日の諮問に対して、7月25日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣宛てに「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安」について、答申がありましたので、その概要を、お手元の資料に基づいてお伝えさせていただきます。

資料1をご覧下さい。

まず、答申について、記1から読み上げさせていただきます。

一 室長、答申について読み上げ 一

(室 長)

引き続きまして、次の「別紙1」をご覧下さい。

別紙1は、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解で、1 番目に、最低賃金引き上げの目安額が示されています。

この表を見ていただきますと、Bランクの三重県は目安額50円となっています。 この答申をすべて読み上げていますと時間が長くなりますので、恐れ入りますが、 お手元でご確認いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

以上が目安の伝達概要となります。

(会 長)

引き続き資料説明を事務局の方からお願いします。

(室 長)

では、お手元の資料について説明させていただきます。

資料2をご覧下さい。

資料2は、「令和6年賃金改定状況調査結果」です。これは、常用労働者数が30人未満の企業に属し、1年以上継続して事業を営んでいる事業所を対象として、今年の6月分(見込み額)について調査したものです。

調査規模について、調査事業所数は全ランク計で、16,373 事業所、Bランクとしては、5,261 事業所。集計事業所数は全ランク計で、5,149 事業所、Bランクとしては、1,698 事業所でした。集計労働者は29,463 人でした。

三重県が該当するBランクのところを見てください。

また、賃金改定状況調査結果につきましては、第1表の方では「賃金改定実施状況別事業所割合」ということで、Bランクの産業計を見ますと「賃金改定を実施しない事業所」が、昨年は37.7%でしたが、41.6%と増加しております。

「 $1\sim6$ 月に賃金引上げを実施した事業所」は43.4%、「 $1\sim6$ 月に賃金引下げを実施した事業所」は0.5%、「7 月以降に賃金改定を実施する予定の事業所」は14.6%でした。

次に、第2表が「事業所の平均賃金改定率」ということで、賃金引上げ実施事業 所の産業計でBランクを見ますと 4.5%となっています。

昨年は4.1%でした。

次のページの第3表が「事業所の賃金引き上げ率の分布の特性値」でございます。 次のページの第4表「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」につい てです。

- ①表男女計②表一般パート計のBランク「産業計」において、令和5年が2.0%でしたが、今年が2.4%と増加しております。
- ① 表の男女別においてBランク「産業計」の今年の賃金上昇率は、男がプラス 1.7%、女がプラス 2.9%となっております。
- ②表の一般労働者とパート労働者の別においてBランク「産業計」の今年の賃金上昇率は、一般労働者がプラス 1.8%、パート労働者がプラス 3.5%となってお

ります。

また、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした3表のBランク「産業計」において、男女一般パートいずれの項目で賃金上昇率が前年より増加しています。

次に、資料3をご覧下さい。

これは、生活保護と最低賃金に関しての資料となっています。

三重県のところを太枠で囲っていますので、ご確認下さい。

2ページ目の表が、令和5年度最低賃金改定額反映版で、実線に◇(ひしがた)の折れ線グラフが最低賃金を、破線に△の折れ線グラフが生活保護を表しており、各県とも最低賃金が生活保護の金額を上回っているということでございます。

3ページ目の三重県の行の赤枠で囲っていますところの「最新の乖離額」を見ていただきますと 299 円と記載されております。これは最低賃金のほうが生活保護水準より時間額 299 円上回っているということでございます。

次に、資料4をご覧下さい。

これは、地域別最低賃金額、未満率及び影響率に関しての資料となっています。 同じく、Bランク若しくは三重県のところを赤枠で囲っています。

1ページ、令和5年のBランクの平均は、未満率1.6%、影響率20.5%です。

めくっていただいて、2ページになりますが、下の方の注意書きにありますように「令和5年最低賃金に関する基礎調査」の事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を対象としたもので、昨年(令和5年)の三重の場合、未満率1.7%、影響率18.3%でした。

なお、令和4年は、未満率2.0%、影響率14.9%でした。

3ページは令和5年7月に実施した賃金構造基本統計調査になります。規模5人以上の民営事業所を対象としたもので、令和5年のものになりますが未満率は2.2%、影響率が7.5%となっています。

なお、令和4年は、未満率2.0%、影響率6.1%でした。

次に、資料5をご覧下さい。

これは、賃金分布に関する資料といたしまして、令和4年と令和5年の賃金構造基本統計調査の結果に基づき、グラフで示したものでございます。

次に、資料6には、三重県最低賃金の推移を参考として付けさせていただきました。昭和47年から令和5年までの分でございます。

次に、資料7をご覧ください。三重県倒産件数・負債総額の推移でございます。 民間調査会社資料を基に平成31年上半期から令和6年上半期までをグラフ化いた しました。折れ線グラフが倒産件数、棒グラフが負債総額としてございます。

次に、資料8には、連合三重様より頂戴しました「2024春季生活闘争賃金改定・ 回答(最終集計)等」を付けさせていただきました。

以上で資料等の説明ということにさせていただきます。

これからのご審議の参考としていただければと思いますので、よろしくお願いい

たします。

(会 長)

ありがとうございました。

今回も沢山の資料をご提示していただきまして、今ご説明をいただきました。なかなかすぐに読み取れることはできませんが、今までのご説明の中で何かご質問等ございましたら承ります。

いかがでしょうか。

特にございませんか。

なお、今後、令和6年度三重県最低賃金につきましては、明日から始まる専門部会で議論して頂くことになります。その前にこの場で、労使の意見ご発言がございましたらお願いします。労働者側いかがでしょうか。

(廣瀬委員)

ありがとうございます。

労働者側の廣瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、先程の資料 8 でも提出をさせていただきました今年の 2024 春季生活闘争の 結果についてご説明をさせいただきたいと思います。

今春闘はですね、連合三重が賃上げの集計に取り組んだ 2014 年以降で最も高い回答になっておりまして、全体で 5.19%、額にして 16,863 円の妥結結果となりました。この結果は、前回の審議会での資料にもございました連合本部集計結果 5.1%、額にして 15,280 円を上回る非常に大きな結果となっております。この図の見方として資料 8 の裏面になります。300 人未満、300 人以上という集計をしているのですが、こちらの 300 人未満 300 人以上というのは、全国の企業規模となっております。集計欄の組合員数、こちらが三重県内の組合員の人数となっております。なので、もし三重県内の組合員の働いている方々が 50 人となっておりましても、全国の企業規模数が 1,000 人の場合でしたら、300 人以上の 1,000 人以上のところに分類されるというようになっております。こちらを見ていただきましてわかりますように、300 人以上の賃上げ、今回総額で 12,030 円、5.37%、となっておりますのに対して、300 人未満の計はですね、賃上げ分は 6,359 円、4.02%、と大手と中小の差が大変大きく開いた結果となっておりまして、こちらを見ていただいてもわかりますように、規模間格差ですね、大手と中小の格差が広がってしまったという結果になっております。

こちらの集計をさせていただいておりますのは、あくまでも組合のある中小企業ですので、組合のない企業、すなわち集団的労使関係のない職場については、更に差が開いていると考えられます。

そういった社会全体、組合の無い職場、社会全体に賃上げの流れを波及させてい く意味におきましても、最低賃金の果たす役割は大きいと考えております。

また、5月の毎月勤労統計調査では、実質賃金が26ヶ月連続で減少をしております。これは、このように春闘などで賃金が上がっても、それを上回る物価高に追い

ついてないためでありまして、こうした物価高、物価高騰の中で、日々の生活の中で将来に不安を感じる、特に最賃近傍で働いてらっしゃる労働者がそこにはたくさんお見えになります。そういった方々含めて日々安心をして暮らしていくためにも最低賃金の大幅な引き上げが必要であると考えております。

また、今年は全国一律50円という目安が中賃から示されましたが、今年度の骨太 方針におきましては、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる 等、地域間格差の是正を図るということが明記されております。それにも関わらず 目安が全国一律で示された。その差が広がらないまでも、縮まることがない、縮ま ることが難しい状況となっております。このことも踏まえてですね、各地域で金額 審議の中では、自主性を発揮して議論をしていく必要があると考えております。

以上を踏まえまして今年度公労使の真摯な議論を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

それでは、使用者側いかがでしょうか。

(中村委員)

それでは、私の方から使用者側を代表いたしましてお話させていただきます。 先程来からですね、正式にですね、Bランクの目安額が示されたところではあり ます。

先程労働者側もおっしゃっていただきましたが、昨年から政府の骨太によって 2030 年代半ばまでにですね、全国加重平均 1,500 円を目指すという方針が出されて おったところでございます。ちょうど一年くらい前ですかね。今年に入って 2024 年 度版ではないのですが、さらにそれよりも早くというような見解が示されておるところではあるのは、重々承知をしておるところでございます。

昨年の目安額、この地域Bランク 40 円という非常に大きな金額であったわけでございますが、先程ご説明ございましたように今年は更にそれを上回る、しかも全国一律ということでございますので、ランク関係なく一律 50 円という目安が示されたということは、我々使用者側という立場においては非常に驚きと衝撃を感じておるというようなところでございます。

使用者側といたしましても、先日も申し上げましたが、成長と分配の好循環実現に向けて、賃上げは非常に重要と当然認識はさせていただいているところではございます。しかし、地元の中小零細企業においては、生産性の向上であるとか労務費を含む価格転嫁というのは、なかなか思うようにできていないのが現状であります。

それに加えて原資が確保できていない状況等十分に踏まえていく必要はあるのかなと思っているところでございます。とは言いながら、明日からいよいよ始まる専門部会においてその辺を踏まえて十分に検討をしていきたいなと考えているところでございます。

中央でも言われておりましたが、当然予定では発効日10月1日というところを目

指していくわけでございますが、そこに必ずしも捕らわれることなく、三重県地域の実情を十分に勘案した審議を尽くすことを最優先に考えていきたいなと。中賃でも言われておりますが、三重県、地域の自主性を発揮した審議を進めていくことが必要かなと思っておりますし、いずれにしてもこの最賃審議では必要になってくるいわゆる三要素という部分を踏まえてですね、先程来のご説明にもございましたが、様々なデータ等検討をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、明日からひとつよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

只今、労使それぞれの代表の方からご説明をいただきました。他にいかがですか。 先程のご意見も承りつつ我々公益側といたしましては、労使それぞれのお立場を 十分配慮しながら今後専門部会のほうに移ってまいりたいと思います。改めて引き 続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(2) その他(意見書について)

(会 長)

次の議事に移ります。

議事の2番、その他について事務局から説明をお願いします。

(室 長)

2点ございます。

1点目は、最低賃金法第25条5項に定める意見聴取についてでございます。最低 賃金法第25条5項では、「最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定につい て調査審議を行う場合においては、厚生労働省令に定めるところにより関係労働者 及び関係使用者の意見を聞くものとする。」と規定されているところでございます。

第2回審議会開催直後に意見聴取の公示を行ったところ、期日までに2者から意 見書の提出が認められました。

お手元の資料9をご覧ください。

一般社団法人三重県タクシー協会長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

次に、三重県労働組合総連合議長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

詳細につきましては、お手元の資料でご確認いただければと思います。 よろしくお願いします。

(会 長)

ありがとうございました。

只今、労使それぞれの方面から2件の意見書をご提出いただきました。我々審議会といたしましては、出された意見書につきましては真摯に受け止めながら今後の

審議に反映をさせていかなければならないと思っているところでございます。いただきました意見につきまして何かご意見ございますか。

よろしゅうございますか。

では、今回の意見を貴重な意見として受け賜わり、今後の賃金改定の審議に活かすということにしていきます。

他何かございますか。

事務局よろしいでしょうか。

(室 長)

次回第4回本審の日程のご連絡でございます。三重県最低賃金専門部会の審議の 進捗状況にもよりますが、次回第4回本審は、8月5日(月)午前10時30分から、 場所は本会場で開催しますので、よろしくお願いいたします。

(会 長)

只今、次回の審議会の日程についてのお話がございました。

次回の審議会におきましては、地域別最低賃金改定の答申を行う予定 をしております。

第4回審議会を8月5日(月)午前 10 時 30 分から開催いたしますので、委員の皆様には日程調整をよろしくお願いします。

他、委員の皆様からご発言ございませんでしょうか。

よろしいですか。

本日予定をしておりました議事は以上でございます。

今ちょうどパリオリンピックが始まりまして、日本選手団の活躍が目覚ましいものでございます。ついつい寝不足になってしまうかもしれませんが、お暑い中ですので、体調には十分管理をしていただきまして、明日以降の専門部会に臨んでいただきたいというふうに思っております。以上をもちまして第3回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(皆)

お疲れさまでした。

以上